

第394回東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 平成29年7月5日(水)午後3時30分から午後4時01分
- 2 場 所 東京労働局 九段第3合同庁舎11階 国共用1-3会議室
- 3 出席者 公益代表委員5名 労働者代表委員6名 使用者代表委員6名

4 議事録

課長補佐 定刻になりましたので、ただいまより第394回東京地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

本日ご出席の皆様は、去る5月17日付で東京地方最低賃金審議会委員に任命させていただきました。

まず、資料1により私から委員のご紹介をさせていただき、あわせて出欠の確認とさせていただきます。

公益代表委員の岩田委員です。

岩田委員 岩田整です。よろしくお願いいたします。

課長補佐 岩本委員です。

岩本委員 岩本充史です。よろしくお願いいたします。

課長補佐 白石委員です。

白石委員 白石です。よろしくお願いいたします。

課長補佐 都留委員です。

都留委員 都留康です。よろしくお願いいたします。

課長補佐 村上委員です。

村上委員 村上文です。どうぞよろしくお願いいたします。

課長補佐 労働者代表委員の大島委員です。

大島委員 大島太郎です。よろしくお願いいたします。

課長補佐 尾野委員です。

尾野委員 尾野です。よろしくお願いいたします。

課長補佐 小山委員です。

小山委員	小山恵です。よろしくお願いいたします。
課長補佐	関崎委員です。
関崎委員	関崎陽子です。よろしくお願いいたします。
課長補佐	反町委員です。
反町委員	反町でございます。よろしくお願いいたします。
課長補佐	田代委員です。
田代委員	田代と申します。よろしくお願いいたします。
課長補佐	使用者代表委員の井上委員でございます。
井上委員	井上でございます。
課長補佐	海老澤委員です。
海老澤委員	海老澤でございます。よろしくお願いいたします。
課長補佐	坂本委員です。
坂本委員	坂本でございます。よろしくお願いいたします。
課長補佐	杉崎委員です。
杉崎委員	はい。杉崎と申します。よろしくお願いいたします。
課長補佐	穂岐山委員です。
穂岐山委員	穂岐山です。よろしくお願いいたします。
課長補佐	堀内委員です。
堀内委員	堀内です。よろしくお願いいたします。
課長補佐	公益代表委員の黒田委員につきましては、欠席とのご連絡をいただいております。

以上のとおり、本日は、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 6 名、使用者代表委員 6 名にご出席をいただいております。委員定数 18 名のうち 17 名がご出席ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数である全議員の 3 分の 2、12 名以上、または各側委員の 3 分の 1 以上を満たしておりますことをご報告いたします。

賃金課長 賃金課長の古賀でございます。会長及び会長代理が選出されるまでの間、司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以後、着座にて進めさせていただきます。

本日の委員の出欠状況につきましては、ただいま、ご報告させていただきます。

だきましたが、本日は、第45期委員による最初の審議会になりますので、私ども事務局の職員を紹介させていただきます。

渡延労働局長です。

労働局長 渡延でございます。よろしくお願いいたします。

賃金課長 鈴木労働基準部長です。

労働基準部長 鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。

賃金課長 赤川主任賃金指導官です。

主任賃金指導官 赤川です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 細谷課長補佐です。

課長補佐 細谷と申します。よろしくお願いいたします。

賃金課長 以上、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、渡延労働局長よりご挨拶申し上げます。

労働局長 それでは、冒頭、ご挨拶を申し上げます。本日は委員の皆様方、大変ご多忙中、第394回の、この東京の最低賃金審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

冒頭、担当より紹介がありましたとおり、新たに改選されました45期の委員の皆様方、黒田委員、ご欠席でございますが、一堂に会しての、最初の審議会です。

先ほど、担当から紹介申し上げたとおり、5月17日付で皆様方を東京地方最低賃金審議会委員として任命をさせていただいたところでございます。それぞれ皆様方、所属等におきまして、ご多用の中、ご承認をいただき、ご承諾をいただきましたこと、改めて、御礼を申し上げます。

さて、去る6月27日に厚生労働大臣から中央の審議会に対しまして、本年度の地域別最低賃金改定の目安について、調査審議を求めるとの諮問がありました。今年の大臣からの諮問には、働き方改革実行計画に配慮することを求めるといった内容が盛り込まれていました。

なお、その3月28日に実現会議で決定をみました働き方改革実行計画の中では、最低賃金について、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ、引き上げていく。これにより全国加重平均が1,000円となることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中

ただき、労使委員双方からご承認をいただくこととしてまいりました。

今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

賃金課長 ご異議なしということですので、従前のとおり進めさせていただきます。
本会議に先立ち、公益代表委員の皆様において、会長代理候補が互選されていきますので、そのご報告を白石委員にお願いいたします。

白石委員 互選結果について、報告をいたします。会長代理には、村上委員を推薦いたします。

賃金課長 ただいま、白石委員より村上委員を会長代理にとのご推挙がありました
が、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

賃金課長 ご異議なしということですので、会長代理には、村上委員の就任を決定
させていただきます。

それでは、会長からご挨拶をいただき、以後の議事につきましては、
会長に進行をお願いいたします。

都留会長 今回、新たに会長に指名していただきました都留と申します。よろしく
お願いします。

今年も引き続き、現下の最低賃金をめぐる状況を踏まえた議論になるか
と思います。いろいろな意味で暑い夏の到来が予想されます。また、その
中で厳しい審議をお願いすることになりますが、どうぞよろしく願
いいたします。

先ほど、局長からのご発言がありましたように、最低賃金に関しては、
政府のみならず、世間の注目も年々高まっている中でいろいろ難しい判断
を迫られることがあるかと存じますが、私は、なるべく円滑に議事を進行
していきたいと考えておりますので、どうぞご協力をよろしくお願い
いたします。

座らせていただきます。

それでは、議事を進めていきます。

まず、本日の議事録の署名担当ですが、公益委員は私が行います。労働
者側は、大島委員。使用者側は井上委員にお願いをいたします。

それでは、議事 2 の東京都最低賃金改正決定の諮問に入らせていただきたいと思います。

本日、東京労働局長より東京都最低賃金について、改正諮問をされることのご意向ですが、当審議会として、これをお受けするというにしたいと考えます。

では、局長、よろしくお願いいたします。

(局長から会長に諮問文手交)

労働局長 ご諮問申し上げます。よろしくお願いいたします。

都留会長 承りました。

それでは事務局から諮問文の朗読をお願いいたします。

主任賃金指導官 それでは、皆様に諮問文の写しをお配りいたします。

(事務局より諮問文(写)配付)

(諮問文朗読)

都留会長 はい。ありがとうございます。

では、諮問に当たり、事務局から関連の資料が用意されているようですので、説明をお願いいたします。

賃金課長 はい。資料に関しては、指導官より説明させます。

賃金指導官 賃金指導官の若月と申します。よろしくお願いいたします。

お手元にございます、資料目次に沿った形で、資料内容について説明をさせていただきます。

2 ページをお開きください。こちらは、2017 年春季賃上げ要求・妥結状況について、都内の約 1,000 の民間労働組合を対象に東京都産業労働局が調査し、発表している資料になります。2 ページの第 1 表は、今年の春季賃上げ状況につきまして、産業別・規模別の要求状況の組合員 1 人当たりの平均である加重平均値となります。

続きまして、3 ページの第 2 表をご覧ください。こちらは同じく、今年の春季賃上げ状況につきまして、産業別・規模別の要求状況の 1 組合あたりの平均である単純平均値となります。

4 ページ、5 ページの第 3 表、第 4 表が同様の妥結状況です。

6 ページにつきましては、過去 10 年間の要求・妥結結果になります。

下の隅の棒グラフは水色が要求金額、青色が妥結金額となっております。

続きまして、資料3の、7ページをごらんください。7ページと8ページは、東京都と全国の労働経済関係資料になります。

こちらは毎月勤労統計調査等の資料をもとにしまして、事務局で編集をしたものです。資料の出所につきましては、各表の一番下の欄に表記してあります。各表とも一番上に平成24年以降の年平均値を示してあります。その下に平成28年1月以降の各月の数字を示しています。下段は、年平均値につきましては前年比、各月の数値につきましては、前年同月比もしくは前月比を示しています。

7ページのその1には、雇用状況に関する資料を記載しております。

また8ページのその2には、工業指数、所得・消費、物価、企業倒産等の状況ということで、雇用を取り巻く経済環境に関する資料となっております。

続きまして、資料4から6について、紹介させていただきます。

9ページ以下、19ページまでの資料4から6までにつきましては、本日の諮問に付されました平成29年3月28日、働き方改革実現会議決定及び二つの閣議決定の抜粋です。

資料4、働き方改革実行計画、これに関しても11ページ、最低賃金に関する関連部分が下線を引いた形で表記されています。

同じく資料5、経済財政運営と改革の基本方針2017、こちらの15ページの1行目、こちらにも最低賃金に関する表記があります。

また資料6、未来投資戦略2017、こちらの17ページの5行目、こちらにも下線は引いてはいませんが、同趣旨の記載があります。主な内容としましては、いずれも最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ、引き上げていくこと、全国加重平均1,000円を目指すこと、引き上げに向けた中小規模事業者の生産性向上等のための支援、取引条件の改善が定められております。

続きまして、20ページ以下の資料7について、ご説明申し上げます。

こちらは、最低賃金・賃金引き上げに向けた生産性向上等のための支援事業等に関するものです。21ページをごらんください。

資料4にもございましたが、働き方改革実行計画の中では、国の取り組みとして、最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業所の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る、賃上げに積極的な企業等を後押しするため、税制、予算措置などの賃上げの環境整備に取り組むと定めています。

24ページをごらんください。

ございますが、最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業等としまして、最低賃金総合支援センターの設置・運営、業務改善助成金の支給、業種別中小企業団体助成金の支給、これらに取り組んでいます。

また、はキャリアアップ助成金（処遇改善支援）についてです。有期契約労働者の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合等に助成をするものです。

の人事評価改善等助成金は生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して、助成を行うものです。

それぞれの制度の詳細につきましては、25ページ以降に記載をしております。

続きまして、資料8、38ページをごらんください。こちらの資料8は、平成28年度の全国の地域別最低賃金改定状況を記載したものです。

東京は25円引き上げとなり、932円として、平成28年10月1日に発効いたしました。全国加重平均は823円でした。

それでは、以上で、私からの資料説明を終わります。

賃金課長
都留会長

何かご質問・ご意見等があればお願いします。

はい。よろしいでしょうか。

ただいま、当審議会として、諮問を受けましたので、東京都最低賃金の改正について、関係労働者及び関係使用者の意見を求めることとなりますが、この手続きについて、事務局から説明をお願いします。

賃金課長

はい。最低賃金法第25条第5項、最低賃金法施行規則第11条第1項に定める関係者の意見聴取に係る手続きについて、ご説明を申し上げます。

最低賃金の改正について、調査審議を行う場合、審議会は関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされており、このため、一定期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。

この意見書の提出を求める旨の公示につきましては、公示日は本日、平成29年7月5日。意見書提出期日は、平成29年7月20日までを予定していますので、よろしくお願いいたします。

都留会長 今後、最低賃金法第25条第2項に基づき、金額審議のための専門部会を設置し、調査審議を行うこととなりますが、専門部会委員の任命の手続き等について、事務局から説明をお願いします。

賃金課長 はい。専門部会委員の任命等の手続きについて、ご説明申し上げます。
専門部会の委員については、最低賃金審議会令第6条第1項で公・労・使委員各3名、委員数9名以内とされています。公益代表委員につきましては、労働局長が任命し、労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、関係者、関係団体の推薦に基づいて、労働局長が任命するものとなっています。

労使委員の推薦の公示につきましては、公示日は本日、平成29年7月5日。締切日は平成29年7月19日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

都留会長 労使の皆様、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

次に、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、委員の皆様にお諮りをいたします。最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会はあらかじめ、その議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とされています。当会では、「全会一致の場合」に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用してきました。今年度の東京都最低賃金専門部会についても、この規定を適用したいと考えますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(「異議なし」の声)

都留会長 それでは、今年度の東京都最低賃金専門部会について、「全会一致」の場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとします。

続きまして、議事(3)その他に入ります。事務局から何かありますか。

賃金課長

はい。参考の1から4として、お配りした資料について、ご報告いたします。

東京春闘共闘会議から2017年5月25日付で東京労働局長に宛てた要請として、1、全国一律最低賃金制の導入により、時間額1,000円以上の実現。2、東京では、1,500円の実現。3、審議会スケジュールを明らかにし、審議会員の公正な選任及び委員候補に意見陳述の機会を与えること。4、審議会の全面公開。5、欧米の関係資料の提供。6、審議会の場での直接の意見陳述を求めるとの文書が提出されております。

さらに東京春闘共闘会議からは、参考2にあるとおり、2017年6月22日付で同様の要請文書が提出されています。

また、あわせて、参考3のとおり、「要請署名」9,454筆が提出されております。なお、別冊つづりとなっています「自治体キャラバン13、全都募集時給調査報告」については、審議会各委員への配付要請がありましたので、これを参考4として、各委員のお手元に本日お配りしています。

以上、それぞれ、最低賃金改正に係る要請ですので、参考として、皆様のお手元に写しを配付させていただきました。要請文の原本及び署名原本につきましては、ただいま、中央に置かせていただきます。

(要請文原本、署名原本をセンターテーブルに置く)

都留会長

ありがとうございました。委員の方々をご確認をお願いいたします。よろしいですか。

事務局から他に何かございますか。

賃金課長

はい。事務局より、この後開催される運営委員会について、ご案内いたします。

東京地方最低賃金審議会運営委員会運営規程第3条第1項に基づきまして、本日午後4時30分より、当庁舎13階、賃金相談室におきまして、第1回運営委員会を開催します。本運営委員会では、平成29年度における運営方法などについて、審議する予定となっています。よろしく願いいたします。

都留会長

ただいまの事務局の提案どおり、午後4時30分より運営委員会を開催

いたします。つきましては、早速ですが、各側で運営委員を選出していただき、ご出席をお願いいたします。

時間になりましたら、13階の賃金相談室にお集まりください。

そのほかに、何かございますでしょうか。

賃金課長 はい。次回本審では、目安の伝達が予定されております。開催日時につきましては、後日、事務局よりご連絡させていただきます。皆様のご出席をよろしくをお願いいたします。

都留会長 はい。それでは、特に何もありませんでしたら、本会はこれにて終了いたします。どうもお疲れさまでした。